

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第二項の規定による監督処分をしたので、次のとおり公告します。

平成二十八年二月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 監督処分をした年月日

平成二十八年一月二十六日

二 監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地

正設計事務所

奈良市大安寺六丁目一六―一五―三〇二

三 開設者の氏名

福田 正

四 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別

二級建築士事務所

五 登録番号

奈良県知事登録第二〇一二（ロ）二二二六号

六 監督処分の内容

建築士事務所の平成二十八年三月一日から三月間の閉鎖

七 監督処分の原因となった事実

正設計事務所の管理建築士である福田正は、建築士法第十条第一項第一号の規定により、奈良県知事から平成二十八年三月一日から三月間の業務の停止の懲戒処分を受けました。

このことが、建築士法第二十六条第二項第四号に該当します。